

事務連絡
平成21年12月18日

社団法人日本医師会
社団法人日本私立医科大学協会
社団法人全国自治体病院協議会
社団法人全日本病院協会
社団法人日本医療法人協会
社団法人日本病院協会
国立大学付属病院長会議
独立行政法人国立病院機構
全国公私病院連盟
社団法人日本精神科病院協会
日本慢性期医療協会
独立行政法人労働者健康福祉機構

御中

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザワクチンの接種事業の適正な実施について

今般の新型インフルエンザワクチンの接種については、ワクチンの供給が順次行われることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するという目的に照らし、優先的に接種する対象者の範囲、それぞれの接種順位や接種開始時期を設定しています。

その上で、今般の接種事業の趣旨を踏まえた円滑な接種を行うため、ワクチンの接種を希望する医療機関は、国とのワクチン接種等に係る接種事業の委託契約を締結し、「新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」及び「受託医療機関における新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種実施要領」の規定を遵守した上で、当該事業を行うものとしております。

各受託医療機関においては、これらの趣旨を十分踏まえた上で接種を実施しているだいているものと承知しておりますが、今般、一部の受託医療機関において、接種開始時期となっていない者に対して接種を行う等、不適正な接種事例がありました。

については、新型インフルエンザワクチンの接種事業の適正な実施を図るため、優先接種対象者等の範囲、優先接種の順位及び優先接種対象者等ごとの接種開始時期等の遵守について、貴会におかれても、管下受託医療機関に対する周知徹底についてよろしくお願いいたします。

なお、別紙のとおり、厚生労働省ホームページにも掲載し周知を図ることとしておりますことを申し添えます。

(担当) 新型インフルエンザ対策推進本部
ワクチン班 梅澤
代表 03-5253-1111 (内線 2083)
FAX 03-3506-7333

新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種について ー受託医療機関の皆様へー

新型インフルエンザワクチンの接種については、ワクチンの供給が順次行われることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することという目的に照らし、優先的に接種する対象者の範囲、それぞれの接種順位や接種開始時期を設定しています。

また、新型インフルエンザ予防接種事業におけるワクチンの接種に係る業務は、国との委託契約により医療機関の皆様に実施いただいているものです。

つきましては、新型インフルエンザワクチンの予防接種の目的を踏まえた適正な実施を確保するため、優先接種の順位や優先接種対象者ごとの接種開始時期に従い、優先接種対象者であることを確認のうえ、接種を行っていただくなど、適正な接種を行っていただくよう、よろしくお願ひいたします。

新型インフルエンザ予防接種業務委託契約書（抜き）

（委託業務）

第二条 甲は、新型インフルエンザ予防接種事業におけるワクチンの接種に係る業務の実施を乙に委託するものとし、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、前項において受託した接種を行うに当たっては、甲が定める「新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」及び「受託医療機関における新型インフルエンザ（A／H1N1）ワクチン接種実施要領」の規定を遵守するものとし、甲の指導の下に当該業務を行う。

（ワクチンの利用目的の制限）

第四条 乙は、ワクチンを、新型インフルエンザ予防接種事業以外に利用してはならない。

（解除等）

第九条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- 一 乙がこの契約に違反したとき
- 二 乙の委託業務の実施が不適当と甲が認めたとき
- 三 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき

2 前項第二号及び第三号に掲げる事由に該当したためこの契約が解除されたときは、乙は、甲に、残余ワクチンの購入費用、得べかりし利益その他一切の補償を請求することができない。

（関係法令の遵守）

第十条 甲及び乙は、新型インフルエンザ予防接種事業の実施に係る業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守するものとする。